

福岡県公報

平成19年1月12日

第2628号

目次

告示(第76号-第98号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○都市計画の変更	(都市計画課)	2
○廃川敷地等の発生	(河川課)	2
○基本測量の実施	(土木管理課)	2
○市街地再開発組合の設立の認可	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○土地区画整理事業の終了の認可	(都市計画課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	7

○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	7
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	8
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	8

公 告

○宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開	(建築指導課)	9
-----------------------------	---------	---

監 査 委 員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	9
------------------	--------------	---

告 示

福岡県告示第76号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方県道		小竹線	前	鞍手郡小竹町大字御徳946番2先から同郡同町大字御徳960番1先まで	7.6 ～ 10.7	57.0
			後	同上	10.7 ～ 11.7	57.0

直 方 県 道	福 岡 線	前	直方市新町 1 丁目448番 1 先から 同市新町 2 丁目463番 3 先 まで	6.5 ～ 20.0	94.7
		後	直方市新町 1 丁目448番 1 先から 同市新町 1 丁目464番 6 先 まで	34.8 ～ 37.6	

福岡県告示第77号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年 1 月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年 1 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	若 宮 線 玄 海	宮若市山口804番 1 先から 同市山口982番 1 先まで

福岡県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成19年 1 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

北九州都市計画道路を変更（北九州都市計画道路 1 ・ 4 ・ 5 号戸畑大谷線の変更）

福岡県告示第79号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のように公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県那珂土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年 1 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称
筑後川水系原川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成18年10月13日
- 3 廃川敷地等の位置
太宰府市大字内山字平田456地先から
太宰府市大字平田字平田525地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地957.22㎡

福岡県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成19年 1 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（位置情報基盤整備）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市、遠賀郡芦屋町、遠賀町、水巻町、八女市、八女郡立花町	平成19年 1 月15日から 平成19年 2 月 2 日まで

福岡県告示第81号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

J R久留米駅前第一街区市街地再開発組合

2 事業施行期間

平成19年1月から平成23年3月まで

3 施行地区

久留米市中央町1番の全部並びに2番、44-1、44-2及び45-1の各一部並びに城南町31-2の一部

4 事務所の所在地

久留米市城南町3-12

5 設立認可の年月日

平成18年12月26日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成19年2月13日

福岡県告示第82号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島郡志摩町大字桜井4460-11及び4460-13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区田島1丁目17-26

花田 咲子

福岡県告示第83号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町片縄北6丁目736番1及び736番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫郡那珂川町大字南面利1119

築地 登

福岡県告示第84号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字仲原字脇田2333-1から2333-6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡粕屋町大字仲原2047番地1

箱田 彰

福岡県告示第85号

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第7条第3項の規定による通知をしたので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、提出があった環境調査書を閲覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社永幸建設
福岡県久留米市藤山町1番地の1
代表取締役 古賀 幸弘
- 2 施設の種類並びに処理する産業廃棄物の種類及び処理能力
 - (1) 施設の種類
 - (2) に掲げる産業廃棄物の破碎施設
 - (2) 処理する産業廃棄物の種類及び処理能力

産業廃棄物の種類	一日当たりの処理能力
がれき類、ガラスくず等	240トン

- 3 設置場所
久留米市藤山町字狸川15番1
- 4 指定地域
久留米市藤山町の一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 5 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県久留米保健福祉環境事務所
- 6 閲覧の期間
平成19年1月12日から同年2月13日まで

福岡県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県 道		筑紫野 インター 線	前	筑紫野市武蔵4丁目350番1先から 同市武蔵4丁目365番2先まで	13.6 ～ 18.9	145.8
			後	同上	13.1 ～ 22.0	145.8
行 橋 県 道		行 添 橋 田 線	前	行橋市大字天生田1266番1先から 京都郡みやこ町犀川花熊102番1先まで	6.8 ～ 35.4	1,945.5
			前	同上	10.5 ～ 78.0	2,248.0
			後	同上	6.8 ～ 35.4	1,945.5
			後	同上	10.5 ～ 87.0	2,474.7

福岡県告示第87号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野インター線	筑紫野市武蔵4丁目350番1先から 同市武蔵4丁目365番2先まで

福岡県告示第88号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 施行者の名称
粕屋町
- 2 事業施行期間
平成13年10月12日から平成18年12月31日まで
- 3 施行地区
糟屋郡粕屋町大字大隈字唐臼の一部
- 4 事業の名称
粕屋町門松東土地区画整理事業
- 5 施行認可の年月日
平成13年10月2日
- 6 事業の終了認可の年月日
平成18年12月22日

福岡県告示第89号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ごろりんハウスの会
 - (2) 代表者の氏名
中山 善人
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市諏訪野町2700番地3
 - (4) 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、障害者に対して、共同作業所事業及びデイサービス事業を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の自立支援に関する事業を行い、障害者の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。
(変更後) この法人は、障害者に対して、共同作業所事業等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の自立支援に関する事業を行い、障害者の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第90号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称

特定非営利活動法人障がい者支援ネットかすが

(2) 代表者の氏名

阿部 哲宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県春日市下白水南3丁目83番地ダイチョウビル105

(4) 定款に記載された目的

この法人は小規模作業所の運営や日常生活支援、就業機会の提供に係わる事業などを行うことで、障がいのある人たちが地域で安心して働き、暮らしていけるように支援活動を行いながら、障がいのある人の福祉の増進や雇用機会の拡充に寄与していくことを目的とする。

福岡県告示第91号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会

(2) 代表者の氏名

松尾 和昭

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田67番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者又地域住民に対して、多様な福祉サービスを創意工夫し、総合的に提供して、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援す

る事業を行うとともに、広く市民に対する余暇活動支援や労働者に対する交流支援などを行うことでもって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第92号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人自然再生機構

(2) 代表者の氏名

水野 貞明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市門司区大字畑46番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、法人及びその他の団体、自治体等に対して、自然再生を推進し、生物多様性の確保に関する事業を行い、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全に寄与することを目的とする。

福岡県告示第93号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まえばるたんぼ福祉会

(2) 代表者の氏名

濱地 ミツエ

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県前原市前原中央三丁目1番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、及び地域生活支援事業、また日常生活を支援する事業や、地域交流を促進する事業を実施し、地域社会における障害者自立の向上と、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第94号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マンガ倉庫大川店

(2) 所在地 福岡県大川市大字向島1373-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第95号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アスタラピスタ高田店

(2) 所在地 福岡県三池郡高田町北新開214

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

当店舗出入口の道路は、本年9月オープンした高田町文化施設「まいピア高田」の利用をはじめ、通学路及び地元住民の生活道路として使用されており、特に中学校等の登下校時間帯において安全対策を徹底すること。また、西方向より高田陸橋を通過してくる車両は、かなりのスピードが出ており当店舗へ出入する車両との追突或いは衝突事故が懸念されるので警察署の指導を仰ぎ十分な安全対策を図ること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

廃棄物は、分別し減量化に努め、特に品目毎にリサイクルの実施を図ること。

(4) 騒音の発生に係る事項

荷捌作業は、朝6～7時の時間帯に計画されており、住宅と接近しているため、荷捌作業の騒音及び搬入搬出時の車両のアイドリング等については、特に配慮すること。また、駐車場における車のアイドリング及びカーステレオ等の騒音について、近隣から苦情が出ないよう配慮すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

廃棄物保管場所は、生ゴミも保管する計画であり、住宅に接近するため十分な臭気対策を講じること。また、汚水処理方法については、環境整備課と協議を行うこと。

(6) 街並みづくり等への配慮等

駐車場照明については、周辺住居及び農作物に影響を与えないよう照明器具の取付位置・高さ・向きについて十分配慮すること。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年2月7日福岡県告示第192号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和63年5月16日農林水産省告示第620号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第98号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成10年12月21日福岡県告示第2096号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

平成19年1月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事（6） 第8965号	大久保設計測量株式会社 代表者 田中 錫世	福岡市城南区长尾1丁目5番8号

2 聴聞期日及び場所

平成19年2月5日 午後1時30分

福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁行政棟地下1階行政6号会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問い合わせ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号092-643-3030

郵便による場合のあて先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

監 査 委 員**監査公表第15号**

保健福祉部県立病院課及び嘉穂病院等2病院並びに企業局（本局）及びその事業所について実施した公営企業定期監査結果の報告（平成18年9月21日18監総第324号）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年1月12日

福岡県監査委員 福 本 義 雄
同 進 谷 庸 助
同 伊 藤 龍 峰
同 後 藤 元 秀

18 県病 第1085号
平成18年11月6日

福岡県監査委員 福本 義雄 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍 峰 殿
同 後 藤 元 秀 殿

福岡県知事 麻生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成18年9月21日付18監総第324号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
県立病院課	累積欠損金が9,645,900千円と多額である。	これまで二次にわたる経営改善計画に取り組んできましたが、累積欠損金が多額に上るといふ恒常的な赤字体質が続いていました。 このため、平成15年10月に「県立病院改革（移譲及び公設民営化）に関する計画」を策定し、平成17年4月に太宰府病院を公設民営化、朝倉病院・遠賀病院の移譲を実施しました。 また、柳川病院・嘉穂病院につきましても、平成19年4月に移譲することとし、平成18年9月に移譲先を選定したところである。 今後は、平成19年4月に円滑に移譲できるように必要な作業を進めていくとともに、累積欠損金の縮減策についても検討して参ります。
柳川病院	県立病院課が引き継いでいる太宰府病院、旧朝倉病院及び旧遠賀病院の過年度未収金が32,968千円と多額である。 今後、なお一層の徴収努力が望まれる。	滞納者については、文書及び電話等による納付の催告を行っており、引き続き徴収努力を行って参ります。 また、太宰府病院については指定管理者との連携により未収金の回収及び発生防止に努めて参ります。
柳川病院	過年度未収金が7,709千円と多額である。	滞納者については、電話・文書・自宅訪

	<p>ある。 今後、なお一層の徴収努力が望まれる。</p> <p>当該年度欠損金が344,658千円と多額である。</p>	<p>問による催告を強化し、未収金の回収を進めています。 また、診療部門と事務部門の連携を強化し、新たな未収金の発生防止に努めています。</p> <p>欠損金縮減のため、平成18年度は次のような改善策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設基準を取得する等、平成18年4月に改定された診療報酬に対応し、収益の確保を図る。 ・民間医療機関との連携を強化し患者確保を図る。 ・薬品、診療材料等の効率的な購入や適正な在庫管理を行い材料費の節減に努める。
<p>嘉穂病院</p>	<p>過年度未収金が10,514千円と多額である。 今後、なお一層の徴収努力が望まれる。</p>	<p>滞納者については、電話・文書・自宅訪問による催告を強化し、未収金の回収を進めています。 また、診療部門と事務部門の連携を強化し、新たな未収金の発生防止に努めています。</p>
	<p>当該年度欠損金が267,042千円と多額である。</p>	<p>欠損金縮減のため、平成18年度は次のような改善策を講じています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな施設基準を取得する等、平成18年4月に改定された診療報酬に対応し、収益の確保を図る。 ・民間医療機関との連携を強化し患者確保を図る。 ・薬品、診療材料等の効率的な購入や適正な在庫管理を行い材料費の節減に努める。

発行 福岡県市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二
チユルエツ株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)